

毎日が
がん予防

(江戸川区禁煙外来治療費助成金交付事業)

禁煙治療費を助成します！

たばこをやめて 健康になりませんか？



喫煙はがんをはじめ、多くの病気と関係があり、予防できる最大の死亡原因です。
長年たばこを吸っていても、禁煙するのに遅すぎることはありません。

助成対象経費

禁煙外来の治療費や薬剤費の自己負担分（上限1万円）

(注1) 保険診療、保険調剤(薬局)で支払った費用が助成対象です。

(注2) 登録申請前に支払った費用は助成対象になりません。

対象者

以下の全ての要件に該当する方

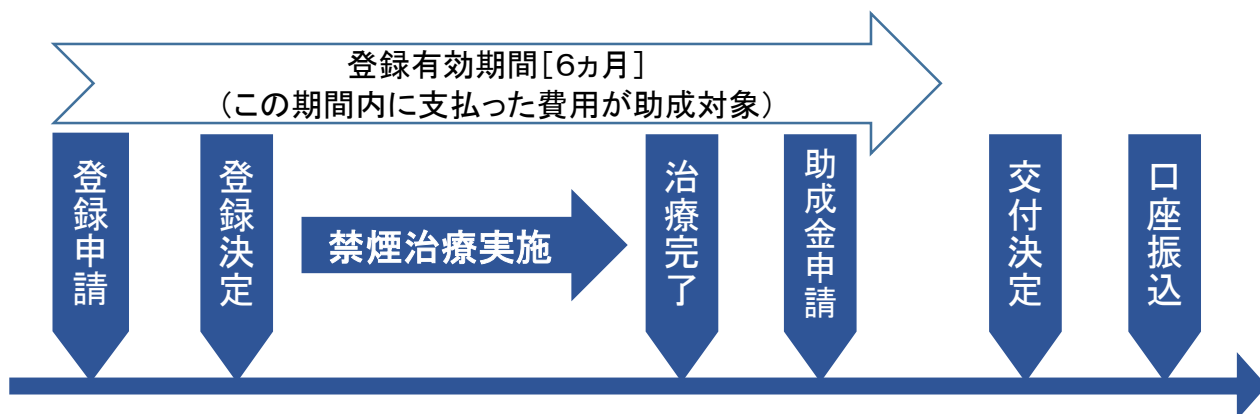
- 江戸川区に住民登録している20歳以上の方
- 本事業で助成金交付を受けたことがない方

交付の条件

登録有効期間内*に禁煙外来治療を完了し、助成金の交付申請をすること

※登録申請した日から、6ヶ月後の月の末日までを登録有効期間とします。

(例)4月10日に登録申請した場合、登録有効期間は4月10日から10月31日まで。



お問い合わせ 申込み先

詳しくは区HPを
ご確認ください



〒132-8507 東京都江戸川区中央4-24-19(江戸川保健所2階)

江戸川区健康部健康推進課計画係 TEL:03-5661-1137

【申請方法】区HPから申請又は郵送・持参



利用の流れ

1 登録申請をする



登録申請は
こちらから

(登録申請前に支払った費用は、助成の対象になりません。)



web

または

郵送・持参

二次元コードを読み取り入力フォームから申請

「登録申請書」を健康推進課計画係に提出

登録申請書は江戸川保健所・各健康サポートセンターに置いてあります。
(区ホームページからもダウンロードできます。)

区から「登録通知書」と「交付申請書」が届きます。

2 禁煙外来治療を完了する



禁煙外来治療を受け、治療が完了するまでの書類を大切に保管してください。

● 医療機関・薬局両方の「領収書」と「明細書」

(※明細書...どのような治療をしたのか、どのような薬を処方されたのか書かれた書類)

3 助成金申請をする



登録有効期間内に、次の書類を健康推進課計画係に提出

(助成対象となる費用は、登録有効期間内に支払った費用に限ります。)

- 交付申請書
- 各領収書・明細書
- 本人確認書類

※提出方法の詳細については、
区ホームページ又は登録通知書に同封する書類をご確認ください。

区から「交付決定通知書」が届き、指定の口座に助成金が振り込まれます。

(令和6年4月 発行)